

平成21年度介護報酬改定の視点（例）

※ 下線部は、第57回介護給付費分科会（10月30日開催）提出資料から追加・修正した部分

○ 平成21年度介護報酬改定では、平成17年制度改正等についての検証・評価を行うとともに、高齢化が進展する中、介護保険の目的である「要介護状態となった高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」を可能とするため、例えば、次に掲げる視点(例)に基づき、検討を行うことが考えられる。

1 介護従事者の人材確保対策

- 介護従事者の給与水準や地域格差に関する問題、経営が苦しい小規模事業所に対する対応など、介護従事者の離職を防ぐための方策について検討を行う必要があるのではないか。
 - 地域格差や小規模事業所への対応のほかに、介護従事者の処遇改善に資する措置としてどのような対応が可能か（例えば、手厚い人員配置への評価、介護福祉士等の有資格者の多い事業所への評価など介護従事者のキャリアアップの仕組みについての検討）。
 - 平成20年介護事業経営実態調査の結果、他のサービスと比較して特に収支差率が低かった居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護については、収支差率を踏まえ、経営の改善・安定化を図る方向で検討を行う必要があるのではないか。

2 高齢者が自宅や多様な住まいで療養・介護できる環境の整備（医療と介護の連携）

- 医療と介護の機能分化・連携に資する方策について検討を行う必要があるのではないか。
 - 要介護高齢者が在宅で療養・介護できるようにするため、医療と介護の機能分化・連携の推進方策について検討を行う必要があるのではないか。
 - 訪問看護、リハビリテーション、短期入所療養介護、居宅療養管理指導といった医療系サービスについては、要介護高齢者が在宅で療養・介護できるようにする観点から、また、平成20年診療報酬改定との整合性を確保する観点から、見直しを検討する必要があるのではないか。

3 認知症高齢者の増加を踏まえた認知症対策の推進

- 「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告を受け、介護保険サービスについて認知症に対するケアの充実のための検討を行う必要があるのではないか。

4 平成18年介護報酬改定で新たに導入されたサービスの検証

- 平成18年度に新たに導入されたサービス(新予防給付、地域密着型サービス)について、実施状況、効果等を踏まえ、必要に応じ見直しについて検討を行う必要があるのではないか。
 - 例えば、介護予防通所サービスについて利用者の要介護状態の維持・改善を評価する事業所評価加算について、算定状況、効果等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する必要があるのではないか。
 - 地域密着型サービスについては、事業所の経営の安定化を図る観点からの方策を検討する必要があるのではないか。

5 サービスの質の確保、効率化等

- 事務作業の時間を減らしサービスを効果的かつ効率的に提供するため、要件・基準等の見直し、事務負担の軽減(書類の簡素化など)等について検討を行う必要があるのではないか。
 - 例えば訪問介護については、サービスの効果的な提供を推進しつつ、経営の安定化を図る必要があり、その際には、短時間の頻回訪問の推進等の観点も踏まえた検討や、サービス提供責任者に対する評価のあり方について検討する必要があるのではないか。
 - 例えば通所系のサービスについて、平均利用延人員数の規模で分類する単価設定の在り方について、検討を行う必要があるのではないか。
 - 質の高い介護サービスを提供する事業所を評価する特定事業所加算、介護予防通所サービスについて利用者の要介護状態の維持・改善を評価する事業所評価加算について、算定状況、効果等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する必要があるのではないか。